

令和5年第4回定例教育委員会会議

開催日時 令和5年4月17日（月）

午後1時30分

場 所 中央図書館2階 視聴覚ホール

議 題

日程第一 議事事項

議案第19号 富士見市公民館運営審議会委員の委嘱について

日程第二 報告事項

- (1) 令和5年3月定例市議会の報告について
- (2) 令和5年度当初富士見市教職員人事異動の概況について
- (3) 専決処理の報告について（教育委員会の附属機関等の委員の任免に関すること・令和5年3月31日付）
- (4) 専決処理の報告について（教育委員会の附属機関等の委員の任免に関すること・令和5年3月31日及び4月1日付）
- (5) 水谷小学校校舎増築事業について
- (6) 富士見市就学援助費支給要綱の一部改正について
- (7) 富士見市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について
- (8) 家庭学習応援事業業務委託業者選定委員会設置要綱の一部改正について
- (9) 富士見市英語検定試験検定料補助金交付要綱の一部改正について

その他

○イベント案内等

- (1) 令和5年度子ども大学☆ふじみについて

議案第19号

富士見市公民館運営審議会委員の委嘱について
富士見市公民館運営審議会委員を別紙のとおり委嘱する。

令和5年4月17日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

提案理由

富士見市公民館運営審議会委員に欠員が生じたため、新たに委員を委嘱したく、富士見市立地域公民館条例第7条の規定により、この案を提出します。

別紙

富士見市公民館運営審議会委員候補者名簿

(任期：令和5年4月17日～令和6年6月30日まで)

No.	氏名	所属等
1	齊 藤 宏	学校教育関係者（校長会）

令和５年３月定例市議会の報告について

１ 教育委員会に係る議案等の審議結果（原案のとおり、可決）

- （１）市長及び副市長の給与等に関する条例及び富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- （２）令和５年度富士見市一般会計予算
- （３）令和４年度富士見市一般会計補正予算（第１０号）

《概要》

- ・本郷中学校敷地内国有地の土地使用料及び用地取得費を減額するもの
 - ・中央図書館・図書館ふじみ野分館における電気料金等の不足に伴い、指定管理料を増額するもの
 - ・給食費無償化に伴い就学援助費を減額するもの
 - ・給食センターの給水ポンプを交換するもの（翌年度へ繰り越し）
 - ・学校施設整備事業を翌年度へ繰り越すもの
- （４）工事請負契約の締結について

《概要》

- ・富士見特別支援学校屋内運動場棟大規模改修建築工事

２ 教育委員会に係る市政一般質問

教育政策課

《根岸 操 議員》

- １．スポーツ振興について
- （１）学校開放での校庭利用について

《篠田 剛 議員》

- １．水泳授業の民間委託について
- （１）既存プールの維持管理費用は

生涯学習課

《篠田 剛 議員》

- １．歴史的文化財への更なる取組について
- （１）出土品等について
- （２）保存と公開について

学校教育課

《伊勢田 幸正 議員》

1. 堆肥化の取組について
 - (1) 落ち葉の堆肥化について、取組の現状は
2. 2024年パリ五輪及び2025年大阪・関西万博について
 - (1) 国の万博アクションプラン改訂版に、修学旅行の誘致促進が盛り込まれたことへの本市の対応は

《根岸 操 議員》

1. 新型コロナウイルス感染症対策について
 - (1) 感染者減少傾向を受けての対応について
 - ①教育関係への対応は
2. スポーツ振興について
 - (1) 中学校の運動部の現状は
 - (2) 小学生のスポーツの現状は
3. 市民への啓発について
 - (1) 「迷惑行為」を防止するために市としても啓発を

《篠田 剛 議員》

1. 水泳授業の民間委託について
 - (1) 本市における現状の取組は
 - (2) 志木市など先進他市の取組は
 - (3) 民間委託をすることについて

《小泉 陽 議員》

1. 教育の情報化の推進について
 - (1) 学校におけるICT環境整備について
 - (2) 教科等の指導におけるICTの活用について
 - (3) 校務の情報化の推進について

《宮尾 玲 議員》

1. 香害対策の充実について
 - (1) 意識調査や実態調査の実施について

《小川 匠 議員》

1. 教育行政について
 - (1) 教員の未配置について
 - (2) 教育費の保護者負担について

(3) 子どもの権利条約は本市の学校運営にどのように生かされているか

《今成 優太 議員》

1. 学校教育について
 - (1) 本市の学級の運営について
 - (2) 人口増加が著しい水谷小学校区の通学路について
 - (3) 不審者対策について

鶴瀬公民館

《根岸 操 議員》

1. 新型コロナウイルス感染症対策について
 - (1) 公共施設の制限緩和について

資料館

《篠田 剛 議員》

1. 歴史的文化財への更なる取組について
 - (1) 保存と公開について
 - (2) 史跡水子貝塚保存活用計画について

学校給食センター

《宮尾 玲 議員》

1. 学校給食の充実について
 - (1) オーガニック給食の導入について
 - (2) 学校給食センターの建て替えの検討について
 - ①建て替えまでの修繕と備品の更新について
 - ②アレルギー対策について
 - ③自校方式についての検討を
 - (3) 学校給食費の無償化を

報告事項（２）資料

令和５年度当初富士見市教職員人事異動の概況

《異動の概要》

１ 管理職の転入

職名	学校名	氏名	備考
校長	鶴瀬小学校	野村 佐智夫	狭山市立御狩場小学校（校長）から
校長	東中学校	丸山 丁士	狭山市立入間野小学校（校長）から
教頭	富士見特別支援学校	山形 悟	川越市立高階北小学校（教頭）から

２ 管理職の転出

職名	学校名	氏名	備考
教頭	南畑小学校	岸田 拓郎	川越市立月越小学校へ

３ 管理職の転補

職名	学校名	氏名	備考
校長	ふじみ野小学校	庄司 政之	諏訪小学校（校長）から
校長	富士見台中学校	小林 正剛	富士見市教育委員会（学校統括監）から
教頭	本郷中学校	近藤 智英	勝瀬中学校（教頭）から
教頭	勝瀬中学校	鳥山 裕貴	富士見特別支援学校（教頭）から

４ 管理職の新採用者

職名	学校名	氏名	備考
校長	水谷東小学校	森 靖幸	勝瀬小学校（教頭）から
校長	諏訪小学校	石井 勝博	富士見市教育委員会（課長）から
校長	みずほ台小学校	辻 庸一	つるせ台小学校（教頭）から
教頭	南畑小学校	齋藤 奈穂子	諏訪小学校（主幹教諭）から
教頭	勝瀬小学校	津田 陽一郎	つるせ台小学校（主幹教諭）から
教頭	つるせ台小学校	中村 恵美	富士見市教育委員会（副課長）から

５ 管理職の再任用

職名	学校名	氏名	備考
校長	西中学校	堀川 博基	富士見台中学校（校長）から
校長	水谷中学校	齊藤 宏	みずほ台小学校（校長）から

令和5年度当初富士見市教職員人事異動の方針

1 基本方針

- (1) 教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
- (2) 教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
- (3) 教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。
- (4) 教育水準の向上を図るため、長期的展望に立って、計画的に異動を実施する。
- (5) 新採用教職員については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して適切な配置に努める。
- (6) 再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、適切な配置に努める。
- (7) 教職員の個々の能力、適性等を考慮し、積極的な登用に努める。
- (8) 障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

2 転任・転補

- (1) 魅力ある学校づくりを推進するため、教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (2) 人事異動にあたっては、教職員組織の充実を図るため、学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡に配慮する。
- (3) 教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。
- (4) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤続年数の長い者については、積極的に異動を行う。
- (5) 配当定員に対して欠員を生ずる場合は、西部教育事務所、他市町村教育委員会の協力を得て、その補充に努める。
- (6) 配当定員に対して過員を生ずる場合は、その調整のための異動を優先するなど、児童、生徒の減少に伴う人事を重点的に行う。

(7) 校長、教頭及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

3 期限付人事交流

教員としての視野を広め資質の向上を図るとともに、児童、生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な教育的指導・支援を行う特別支援教育の充実を目指し、富士見市立小・中学校教員と富士見市立富士見特別支援学校教員との期限付人事交流を積極的に行う。

令和5年度 当初人事異動数一覧

1 退職

	校長	教頭	主幹教諭	教員	養護	栄教	事務	学栄	計
小学校	4			7					11
中学校	4	1		3					8
富特支				4					4
計	8	1	0	14	0	0	0	0	23
定年	7			4					11
勸奨				2					2
普通				4					4
割愛	1	1		4					6
計	8	1	0	14	0	0	0	0	23

再任満1

2 転出

	校長	教頭	主幹教諭	教員	養護	栄教	事務	学栄	計
小学校		1		9					10
中学校				7					7
富特支									0
計	0	1	0	16	0	0	0	0	17

3 転入

	校長	教頭	主幹教諭	教員	養護	栄教	事務	学栄	計
小学校	1	1		7					9
中学校	1			8					9
富特支				1					1
計	2	1	0	16	0	0	0	0	19

4 転補

	校長	教頭	主幹教諭	教員	養護	栄教	事務	学栄	計
小学校	1			19					20
中学校	1	1		4					6
富特支		1							1
計	2	2	0	23	0	0	0	0	27

5 新採用

	校長	教頭	主幹教諭	教員	養護	栄教	事務	学栄	計
小学校	3	3	2	23	1				32
中学校			1	12					13
富特支				4					4
計	3	3	3	39	1	0	0	0	49

6 再任用

	校長	教頭	主幹教諭	教員	養護	栄教	事務	学栄	計
小学校				13					13
中学校	2			12					14
富特支				1					1
計	2	0	0	26	0	0	0	0	28

報告事項（3）資料

専 決 処 理 の 報 告 に つ い て

富士見市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和50年教委規則第3号）第2条第2項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処理したので、同条第3項の規定により報告する。

記

教育委員会の附属機関等の委員の任免に関すること。

- 1 富士見市公民館運営審議会委員の解嘱について
- 2 富士見市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について

令和5年4月17日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

専 決 処 理 書

次のとおり附属機関等の委員を解嘱することについて、富士見市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和50年教委規則第3号）第2条第2項の規定により専決処理する。

1 事案の概要

（1）富士見市公民館運営審議会委員の解嘱について

氏名	所属等	理由	解嘱日
松波 徳美	水谷東小学校長	退職	令和5年3月31日

（2）富士見市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について

氏名	所属等	理由	解嘱日
齊藤 宏	みずほ台小学校長	退職	令和5年3月31日
堀川 博基	富士見台中学校長	退職	令和5年3月31日
小野寺 由紀	水谷小学校学校給食主任	人事異動	令和5年3月31日
池田 朱美	針ヶ谷小学校学校給食主任	人事異動	令和5年3月31日

2 専決処理の理由

委員の解嘱について、3月31日付で処理をする必要があり、委員会を招集するいとまがなかったため。

令和5年3月31日

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

報告事項（４）資料

専 決 処 理 の 報 告 に つ い て

富士見市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和50年教委規則第3号）第2条第2項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処理したので、同条第3項の規定により報告する。

記

教育委員会の附属機関等の委員の任免に関すること。

- 1 富士見市就学支援委員会委員の解嘱及び委嘱について

令和5年4月17日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

専 決 処 理 書

次のとおり富士見市就学支援委員会委員を解嘱及び委嘱することについて、富士見市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和50年教委規則第3号）第2条第2項の規定により専決処理する。

1 事案の概要

(1) 解嘱について（専決処理日：令和5年3月31日）

氏名	所属等	理由	解嘱日
堀川 博基	富士見台中学校長	退職	令和5年3月31日
庄司 政之	諏訪小学校長	人事異動	令和5年3月31日
岩崎 裕之	富士見特別支援学校教諭	退職	令和5年3月31日
谷村 清美	諏訪小学校教諭 難聴・言語障がい通級指導教室	退職	令和5年3月31日
森田 いづみ	第2保育所長	退職	令和5年3月31日

(2) 委嘱について（専決処理日：令和5年4月1日）

氏名	所属等	委嘱日	任期
小林 正剛	富士見台中学校長	令和5年4月1日	残任期間 (令和5年6月30日まで)
石井 勝博	諏訪小学校長	令和5年4月1日	残任期間 (令和5年6月30日まで)
吉里 竹直	富士見特別支援学校教諭	令和5年4月1日	残任期間 (令和5年6月30日まで)
畠山 加菜	諏訪小学校教諭 難聴・言語障がい通級指導教室	令和5年4月1日	残任期間 (令和5年6月30日まで)
篠田 美紀	第6保育所長	令和5年4月1日	残任期間 (令和5年6月30日まで)

2 専決処理の理由

委員の解嘱及び委嘱について、上記日付で処理をする必要があり、委員会を招集するいとまがなかったため。

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

水谷小学校校舎増築工事について

1 施設概要

- (1) 構造 鉄骨造
- (2) 階数 4階建て
- (3) 建築面積 412.39 m²
- (4) 延床面積 1,333.83 m²
- (5) 各階の構成
 - ・ 1階 昇降口、エレベーター、配膳室、放課後児童クラブ
 - ・ 2・3階 普通教室2教室（教室と廊下の間仕切りは可動式）、オープン教室、トイレ
 - ・ 4階 特別教室2教室（同上）、オープン教室、トイレ
- (6) その他
 - ・ 教室には無線 LAN を整備。南校舎へは屋根付きの渡り廊下で移動可能。
 - ・ 屋上に太陽光発電を設置。
 - ・ 南校舎とは屋根付き渡り廊下。
 - ・ 防災倉庫（2個）の移設のほか、開放団体や学校の物置について、撤去依頼予定。
 - ・ 6月議会にて補正予算の予定。

2 スケジュール

- 6月 着工
- 2月 工事完了、引渡し
- 3月 備品搬入
- 4月 利用開始

報告事項（6）資料

富士見市就学援助費支給要綱（平成17年告示第16号）新旧対照表

新		旧	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
費目	支給対象者	費目	支給対象者
学用品費	準要保護者	学用品費	準要保護者
通学用品費	前年度又は当該年度において新入学用品費の支給を受けていない準要保護者	通学用品費	前年度又は当該年度において新入学用品費の支給を受けていない準要保護者
新入学用品費	4月認定の小学校第1学年の児童又は中学校第1学年の生徒若しくは入学予定児童の保護者である準要保護者	新入学用品費	4月認定の小学校第1学年の児童又は中学校第1学年の生徒若しくは入学予定児童の保護者である準要保護者
宿泊を伴う校外活動費	準要保護者	宿泊を伴う校外活動費	準要保護者
宿泊を伴わない校外活動費	準要保護者	宿泊を伴わない校外活動費	準要保護者
学校給食費	準要保護者	学校給食費	準要保護者
修学旅行費	要保護者及び準要保護者	修学旅行費	要保護者及び準要保護者
医療費	要保護者及び準要保護者	医療費	要保護者及び準要保護者
オンライン学習通信費	準要保護者		
様式第1号（第5条関係） 別紙のとおり		様式第1号（第5条関係） 別紙のとおり	
附 則 この告示は、令和5年4月1日から施行する。			

(新)
就学援助費支給申請書

(宛先)富士見市長

就学援助費の支給を受けたいので、次のとおり必要書類を添えて申請します。

受付年月日 年 月 日

申請年月日	年 月 日	住宅 の 状 況		< 現住所 >					
児童 又は 生徒	学校名			学校 年 組		1 持家 2 賃貸(添付のとおり) ※ 年1月1日現在に住民登録があった市町村をご記入ください。 1 現住所と同じ 2 その他()			
	フリガナ								
	氏名								
	生年月日			年 月 日					
手帳の有無			(注2)						
申請者(保護者) 電話番号									
前年度就学援助受給の有無		有 ・ 無		新入学用品費入学前支給の有無		有 ・ 無			
世帯 状 況 (上 記 児 童 又 は 生 徒 を 含 ま な い) (注1)	氏 名		生年月日	年齢 (4/1現在)	手帳の有無 (注2)	続柄(注3)	同意欄	勤務先(児童生徒は学校名・学年・組)	
	個人番号		. .	才		申請者 本人 (保護者)	事務手続を処理するために、 地方税関係情報を取得することに同意します。 <input type="checkbox"/>		
	フリガナ								
	個人番号		. .	才			事務手続を処理するために、 地方税関係情報を取得することに同意します。 <input type="checkbox"/>		
	フリガナ								
	個人番号		. .	才			事務手続を処理するために、 地方税関係情報を取得することに同意します。 <input type="checkbox"/>		
	フリガナ								
	個人番号		. .	才			事務手続を処理するために、 地方税関係情報を取得することに同意します。 <input type="checkbox"/>		
	フリガナ								
	個人番号		. .	才			事務手続を処理するために、 地方税関係情報を取得することに同意します。 <input type="checkbox"/>		
フリガナ									
個人番号		. .	才			事務手続を処理するために、 地方税関係情報を取得することに同意します。 <input type="checkbox"/>			
フリガナ									

1 就学援助費の支給審査のため、市が申請者及びその世帯に係る住民基本台帳及び所得に関する情報を使用します。
 2 就学援助費(給食費を除く)の支給が決定された場合には、その請求等に関する一切の権限を校長に委任します。
 3 学用品費等を滞納した場合は、校長の判断により就学援助費の全部又は一部を校長が代理受領して充当します。
 4 給食費の支給請求に関する権限を学校給食センターに委任し、情報の共有を行います。
 以上4点についての同意承諾及び世帯全員が同意欄にチェックしたことの確認をしたうえで、就学援助費支給申請をします。

申請者氏名

必要書類の確認 : 次の1又は2のどちらか該当する番号を○で囲み、必要書類を添付してください。

<p>1 生活保護を受給している世帯</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者の個人番号(マイナンバー)確認のための書類の写し (マイナンバーカード、個人番号が記載された住民票の写し等)</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者の本人確認のための書類の写し (マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード等)</p>	<p>2 経済的な理由で児童又は生徒の就学が困難な世帯</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者の個人番号(マイナンバー)確認のための書類の写し (マイナンバーカード、個人番号が記載された住民票の写し等)</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者の本人確認のための書類の写し (マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード等)</p> <p>※ 以下の書類は、該当する場合のみ添付してください</p> <p><input type="checkbox"/> 居住建物の賃貸借契約書等の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 障がいの程度を証明する手帳の写し(該当者全員分)</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p>
--	--

注1 世帯状況は、上記児童又は生徒を除き、住民票に記載されている世帯全員を記入してください。

なお、児童又は生徒の保護者が単身赴任等(国外を含む)により住民票に記載がない場合においても、同一世帯として当該保護者を記入してください。

注2 「手帳の有無」欄については、世帯の中で障がいの程度を証明する手帳等を交付されている者がいる場合のみ、「○」と記入してください。

注3 「続柄」欄については、申請者である保護者から見た続柄を記入してください。

(旧) 就学援助費支給申請書

(宛先)富士見市長

就学援助費の支給を受けたいので、次のとおり必要書類を添えて申請します。

受付年月日 年 月 日

申請年月日		年 月 日		住宅の状況		< 現住所 > 1 持家 2 賃貸(添付のとおり) ※ 年1月1日現在に住民登録があった市町村をご記入ください。 1 現住所と同じ 2 その他()		
児童又は生徒	学校名	学校 年 組						
	フリガナ							
	氏名							
	生年月日	年 月 日						
申請者(保護者)電話番号			(注2)					
前年度就学援助受給の有無		有 ・ 無		新入学用品費入学前支給の有無		有 ・ 無		
世帯状況(上記児童又は生徒を含まない)(注1)	氏名		生年月日	年齢(4/1現在)	手帳の有無(注2)	続柄(注3)	同意欄	勤務先(児童生徒は学校名・学年・組)
	個人番号					申請者本人(保護者)	事務手続を処理するために、地方税関係情報を取得することに同意します。	
	フリガナ							
	個人番号						事務手続を処理するために、地方税関係情報を取得することに同意します。	
	フリガナ							
	個人番号						事務手続を処理するために、地方税関係情報を取得することに同意します。	
	フリガナ							
	個人番号						事務手続を処理するために、地方税関係情報を取得することに同意します。	
	フリガナ							
	個人番号						事務手続を処理するために、地方税関係情報を取得することに同意します。	
フリガナ								
1 就学援助費の支給審査のため、市が申請者及びその世帯に係る住民基本台帳及び所得に関する情報を使用します。 2 就学援助費の支給が決定された場合には、その請求等に関する一切の権限を校長に委任します。 3 給食費等を滞納した場合は、校長の判断により就学援助費の全部又は一部を校長が代理受領して充当します。 以上3点についての同意承諾及び世帯全員が同意欄にチェックしたことの確認をしたうえで、就学援助費支給申請をします。 <p style="text-align: center;">申請者氏名</p>								
必要書類の確認 : 次の1又は2のどちらか該当する番号を○で囲み、必要書類を添付してください。								
1 生活保護を受給している世帯 <input type="checkbox"/> 申請者の個人番号(マイナンバー)確認のための書類の写し (マイナンバーカード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し等) <input type="checkbox"/> 申請者の本人確認のための書類の写し (マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード等)				2 経済的な理由で児童又は生徒の就学が困難な世帯 <input type="checkbox"/> 申請者の個人番号(マイナンバー)確認のための書類の写し (マイナンバーカード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し等) <input type="checkbox"/> 申請者の本人確認のための書類の写し (マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード等) ※ 以下の書類は、該当する場合のみ添付してください <input type="checkbox"/> 居住建物の賃貸借契約書等の写し <input type="checkbox"/> 障がいの程度を証明する手帳の写し(該当者全員分) <input type="checkbox"/> その他()				

注1 世帯状況は、上記児童又は生徒を除き、住民票に記載されている世帯全員を記入してください。

なお、児童又は生徒の保護者が単身赴任等(国外を含む)により住民票に記載がない場合においても、同一世帯として当該保護者を記入してください。

注2 「手帳の有無」欄については、世帯の中で障がいの程度を証明する手帳等を交付されている者がいる場合のみ、「○」と記入してください。

注3 「続柄」欄については、申請者である保護者から見た続柄を記入してください。

報告事項（7）資料

富士見市特別支援教育就学奨励費支給要綱（平成27年告示第471-2号）新旧対照表

新			旧		
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		
支給対象費目	支弁区分	支給対象経費	支給対象費目	支弁区分	支給対象経費
学用品・通学用品費	第Ⅰ段階及び第Ⅱ段階	通常必要とする学用品又は通学用品の購入費	学用品・通学用品費	第Ⅰ段階及び第Ⅱ段階	通常必要とする学用品又は通学用品の購入費
校外活動費	第Ⅰ段階及び第Ⅱ段階	支援学級就学者等が学校行事として校外活動（修学旅行を除く。）に参加するために直接必要な交通費、宿泊費及び見学科	校外活動費	第Ⅰ段階及び第Ⅱ段階	支援学級就学者等が学校行事として校外活動（修学旅行を除く。）に参加するために直接必要な交通費、宿泊費及び見学科
新入学児童生徒学用品・通学用品費	第Ⅰ段階及び第Ⅱ段階	新たに入学する支援学級就学者等が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費	新入学児童生徒学用品・通学用品費	第Ⅰ段階及び第Ⅱ段階	新たに入学する支援学級就学者等が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費
修学旅行費	第Ⅰ段階及び第Ⅱ段階	修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費及び見学科並びに修学旅行に必要な経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医療品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、しおり代、荷物輸送料、通信費及び旅行取扱料金	修学旅行費	第Ⅰ段階及び第Ⅱ段階	修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費及び見学科並びに修学旅行に必要な経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医療品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、しおり代、荷物輸送料、通信費及び旅行取扱料金
学校給食費	第Ⅰ段階及び第Ⅱ段階	学校給食に要する費用	学校給食費	第Ⅰ段階及び第Ⅱ段階	学校給食に要する費用
通学費	第Ⅰ段階から第Ⅲ段階まで	通学に要する費用	通学費	第Ⅰ段階から第Ⅲ段階まで	通学に要する費用
オンライン学習通信費	第Ⅰ段階	オンライン学習に要する費用			
<p>附 則</p> <p>この告示は、令和5年4月1日から施行する。</p>					

報告事項（8）資料

家庭学習応援事業業務委託業者選定委員会設置要綱（平成29年教育委員会決裁） 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">家庭学習応援事業<u>プロポーザル</u>審査委員会設置要綱</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 家庭学習応援事業を行う者（以下「事業者」という。）を公募型<u>プロポーザル</u>方式により選定するにあたり、選定を厳正かつ公平に行うため、<u>家庭学習応援事業プロポーザル審査委員会</u>（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>（1）事業者の候補者の選定に関すること。</p> <p>（2）前号に掲げるもののほか、事業者の選定に関し必要な事項に関すること。</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 委員会は、教育部長、学校統括監、小学校長（市内小学校より1名）、中学校長（市内中学校より1名）、政策企画課長、生涯学習課長及び学校教育課長を委員として組織する。</p> <p>2 前項に掲げる委員のほか、委員長が必要と認めるときは、当該委員以外の者を委員として任命することができる。</p> <p>（委員長及び副委員長）</p> <p>第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。</p> <hr/> <p>2 委員長には教育部長を、副委員長には生涯学習課長を充てる。</p> <p>3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。</p> <p>4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>（任期）</p> <p>第5条 委員の任期は、毎年4月1日（第3条第2項により任命を受けた委員にあっては、その任命の日）から事業者の決定の日までとする。</p>	<p style="text-align: center;">家庭学習応援事業業務委託業者選定委員会設置要綱</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 家庭学習応援事業業務委託業者（以下「委託業者」という。）を指名型<u>プロポーザル</u>方式により選定するにあたり、選定を厳正かつ公平に行うため、<u>家庭学習応援事業業務委託業者選定委員会</u>（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>（1）<u>提案書の審査および評価</u>に関すること。</p> <p>（2）前号に掲げるもののほか、事業者の選定に関し必要な事項に関すること。</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 委員会は、教育部長、学校統括監、小学校長（市内小学校より1名）、中学校長（市内中学校より1名）、政策企画課長、生涯学習課長、学校教育課長を委員として組織する。</p> <p>（新設）</p> <p>（委員長及び副委員長）</p> <p>第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>（新設）</p> <p>2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。</p> <p>3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>（新設）</p>

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、会議の内容又は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部生涯学習課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、会議の内容又は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

報告事項（9）資料

富士見市英語検定試験検定料補助金交付要綱（令和2年告示第99号）新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 児童生徒 市内に在住し、又は市立学校に在籍する児童生徒のうち、<u>英検5級以上を受験する小学校の第6学年の児童、英検4級以上を受験する中学校の第1学年の生徒及び英検3級以上を受験する中学校の第2学年又は第3学年の生徒のことをいう。</u></p> <p>附 則</p> <p>この告示は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 児童生徒 市内に在住し、又は市立学校に在籍する児童生徒のうち、<u>英検5級以上を受験する小学校6年生又は英検3級以上を受験する中学校3年生の児童生徒のことをいう。</u></p> <hr/>